

平成24年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類  | 公の施設の指定管理者監査   |
| 2 | 監査対象   | イージス・グループ有限責任事業組合（四日市市北部墓地公園）<br>環境部生活環境課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 | 監査実施期間 | 平成25年 1月15日  |
| 4 | 監査結果報告 | 平成25年 3月29日  |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【イージス・グループ有限責任事業組合】

<p>(1) 事業報告書について 基本協定書第32条に定める事業報告書に、管理経費の収支状況の記載がなかった。事業報告書には必要な事項を記載すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 4月30日 平成23年度の事業報告書に管理経費の収支状況報告を追加し、平成24年度の事業報告書にも必要事項を記載するよう改めた。平成25年度が最終年度となるが、平成25年度についても、適正な事業報告書の作成を行う。</p>
<p>(2) 業務完了報告について 基本協定書第34条に定める管理業務完了届が提出されていなかった。協定書に基づき遺漏がないよう、適正な事務処理を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 3月31日 平成23年度業務完了届を速やかに提出するとともに、平成24年度業務完了届についても年度末に提出した。今後も適正な事務処理に努める。</p>

【環境部生活環境課】

<p>(1) 連絡調整会議について 基本協定書第59条に定める連絡調整会議の設置及び運営について、その会議の組織、運営、費用負担等を別途協議して定めることになっているので、詳細について文書化するなど明確にしておくこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年12月20日 平成24年12月20日、詳細について双方が協議を行い、連絡調整会議についての文書化を行った。今後も連絡調整会議の詳細を明確にするよう文書化を行っていく。</p>
---	---

平成24年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 イービス・グループ有限責任事業組合（四日市市北部墓地公園）  
環境部生活環境課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成25年 1月15日
- 4 監査結果報告 平成25年 3月29日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【イービス・グループ有限責任事業組合】

<p>(1) 指定管理について 指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウの活用により、質の高いサービスの提供を期待するものであるが、事業計画書の実施方針に掲げられた安全、公平性、サービスの向上、経費削減などについて費用対効果の観点からも検証し、着実に成果が上がるような取り組みを行うこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 9月30日 事業計画書の内容を再度確認し、安全、公平性、サービスの向上、経費削減などについて費用対効果の観点からも検証を行った後、経費使用方法の見直し及び現地スタッフへの教育、指導を行い、着実に成果が上がるように努める。</p> <p>【 措置済 】 平成26年 3月28日 安全、公平性、サービス向上と経費削減について、費用対効果の観点から検討し、サービスの向上に努めながら、物品の長期使用等による経費節減をはかった。</p>
<p>(2) 事業収支について 事業収支決算において、実施計画時の予算や収支の勘定科目に誤りがないうよう、十分に確認を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年 5月28日 平成24年度事業収支決算書においては、前年度同様の誤りがないうよう予算や収支の勘定科目等を、作成者、墓地総括責任者、経理課課長及び斎苑課課長と確認することで改善した。</p>
<p>(3) 管理料の振込手数料について 利用者が墓地管理料を金融機関へ振込む際の手数料は指定管理者が負担しているが、経費削減の視点から負担のあり方について再検討を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年 3月 1日 振込手数料について協議し、従前からの例に倣って、指定管理者からの請求書送付分についての振込手数料は、納入者ではなく指定管理者の負担とすること、市からの請求書送付分（滞納分）については、納入者負担とすることを確認した。</p>
<p>(4) 研修の実施について 個人情報保護の重要性などの研修を定期的実施している。それも一つの方法ではあるが、場合によっては集中的に実施するなど、効果的な研修の実施方法を検討すること。また、業務の中には樹木の剪定などもあるが、実践的な研修の実施についても検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成25年 9月30日 樹木の剪定など技術技能が必要な業務については、実践的な研修についても今後検討していく。</p> <p>【 措置済 】 平成26年 3月28日 樹木の剪定など技術技能が必要な業務については、現地におけるOJTによる技能向上に努めた。</p>

【環境部生活環境課】

<p>(1) 指定管理料の削減について          指定管理料の積算や妥当性について、他都市における同規模の墓地公園と費用比較を行うなど研究し、経費削減を図ること。基本は、収支実績報告の支出内訳の精査であり、不要又は重複する経費の排除、非効率な作業による経費の改善要求など地道な指導に基づき、次期指定管理料の削減やより合理性のある金額への改定を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 9月30日          一定の水準を保った上で、合理性のある金額への改定が実施できるか、他都市の事例等、比較を行い、精査を進めていく。          平成26年度からの指定管理者選定においては、現在の指定管理料を基礎として消費税増税分を見込んだ額での債務負担行為額を設定したが、提案価格等の比較により指定管理料の妥当性についての検討を行いたい。</p>
	<p>【 措置済 】 平成26年 3月28日          平成26年度からの新たな指定管理者の指定を行ったが、指定管理料について、平成21～25年度実績：73,530千円に対して、平成26～30年度提案価格：66,454千円であり、7,076千円の指定管理料の削減ができた。</p>
<p>(2) 指定管理者制度による管理運営の継続について          市民サービスの向上や経費削減などの観点から、直営の場合と比較するなど、指定管理者制度による管理運営を継続していくことそのものが妥当なのかについても、よく検討を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年 6月24日          指定管理者制度による管理運営の妥当性について、市民サービスの向上や経費削減といった観点から検討した結果、指定管理制度を継続していくことが適当であると判断し、仕様書を再検討の上、平成26年度以降の指定管理者候補者の募集を行った。</p>
<p>(3) 経営状況の確認について          指定管理者の経営状況について職員が把握できるよう、貸借対照表や損益計算書などの確認一覧表の作成や月次の業務チェックマニュアル導入などを行い、そのノウハウが蓄積されるような方法を検討すること。          【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 9月30日          年度ごとに実績報告書とともに貸借対照表や損益計算書の提出を求めており、内容を確認している。月次の業務チェックマニュアル等の導入については、他の指定管理施設における状況を把握するとともに、指定管理制度を所掌する財政経営課をはじめとした関係各課と協議、検討を行っていく。また、平成26年度から指定管理3期目となるため、平成26年度からの業務チェックマニュアル導入に向けて、マニュアルを作成する。</p>
	<p>【 措置済 】 平成26年 3月28日          指定管理者の経営状況については、今後も実績報告書とともに貸借対照表や損益計算書の提出を求め、内容を確認していく。また、業務チェックマニュアルの導入については、平成26年度からの指定管理3期目における業務内容を確認するため、チェックシートを作成し、活用をはかることとした。</p>

<p>(4) 指定管理者に対する指導監督について(重要)          ア 基本協定書において、監督者を交替させる時には本市に事前相談するよう定められているが実施されていない。基本協定書、年度協定書、仕様書の内容について十分に理解し、指定管理者への指導監督を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月27日          監督者が交代する場合には、本市と事前協議を行うことを再度確認した。基本協定書、年度協定書、仕様書の内容についてはお互いに確認し、指定管理者にも十分に理解してもらい、指導を徹底するとともに、市としても各種内容を再度確認した。</p>
<p>イ 業務形態や人員配置について理解し、墓地管理料の窓口収納のチェックや抜き打ちで現場確認を行い、業務実態等を把握して月次報告の確認を行うなど、日常業務への牽制を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 9月30日          抜き打ちで現場確認を行うなど、業務実態等の更なる把握に努め、日常業務の牽制を行っていく。</p> <p>【措置済】 平成26年 3月28日          抜き打ちで現場確認を行うほか、月次報告内容の詳細について確認し、日常業務の牽制を行った。</p>
<p>ウ 保険の加入状況について、証券の内容や確認日などチェック項目を作成して管理すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月27日          指定管理者の募集要項においては、保険の付保が明記されているが、証券の内容や確認日等を記録し、保険加入状況の管理を行うよう改めた。</p>
<p>エ 研修の履行確認について、誰が研修を受け、受講者にどのような意識改革や技能習得などがあったのか研修効果が確認できる工夫をすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月27日          今後研修を実施する場合には、受講者への研修効果が分かるような報告書を作成の上、年度報告書に添付するよう指導した。</p>
<p>オ 事業収支決算において修繕料の実績がなかった。修繕の必要性は本当でないのか、必要性はあっても修繕されないということがないか、現場実査など含めて十分に確認すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 9月30日          修繕の必要性の有無等については現場で確認する必要があるため、今後も随時現場実査を行い、状況把握に努める。平成24年度には、老朽化していたゲート修繕を指定管理者により実施している。</p> <p>また、平成26年度からの指定管理3期目の募集要項では、修繕に使用しなかった修繕料は、年度ごとに精算を行うこととしており、予防保全的な修繕の実施についても検討したい。</p> <p>【措置済】 平成26年 3月28日          現場実査により修繕の必要箇所点検を行った。平成25年度には、老朽化していた注意喚起用看板の建て替え等を指定管理者が行い、適正な維持管理に努めた。</p>

<p>(5) 市民ニーズへの対応について ア 市民ニーズの把握のため、利用者と地域住民を対象にアンケートを実施している。指定管理者からアンケートの結果報告を受けるだけでなく、その後の対応について、業務や現場に確実に反映されるよう働きかけること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 9月30日 アンケート結果については、施設整備に係ることなど対応が難しい事案もあるが、対応可能な意見については、業務や現場に反映できるよう指定管理者と協議し、除草の追加実施やスズメバチ駆除などの対応を行った。今後も、アンケートによる市民ニーズの把握とサービス水準の向上に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成26年 3月28日 利用者アンケートによる市民ニーズの把握に努めるとともに、アンケート結果から、対応可能なご意見について業務や現場に反映されるよう働きかけ、サービス水準の向上に努めた。</p>
<p>イ 利用者の意見・要望等について、水取り場の整備など、事業計画書において指定管理者から本市へ提案・協議する事項として記載されているが、その対応はなされていなかった。市民サービス向上のためにも、実施に向けた対応策を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 9月30日 水取り場の整備については、提案に基づき、備え付けバケツの配備、整理棚の設置など、指定管理者が年次ごとに整備を行い、市民ニーズへの対応を行った。引き続き、対応策については、指定管理者と検討を行っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 平成26年 3月28日 水取り場の整備については、柄杓やバケツの補充を適宜行った。また、その他の利用者の意見・要望等については、アンケート結果を活用し、市民ニーズへの対応を行った。</p>